

指定医各位

視覚障害の認定基準の改正により、平成30年7月1日以降に診断書を作成する場合には、新様式をお使いいただきますようお願いいたします。

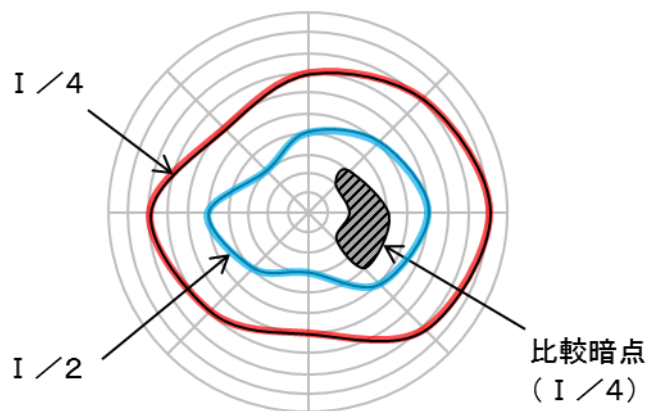
また、7月1日以降、視野障害の認定には、視野図を診断書に添付することが必須となります。

その際には、以下の点にご留意ください。

【ゴールドマン型視野計による場合】

どのイソプタがI/4視標によるものか、I/2視標によるものか、明確に区別できるように記載すること。

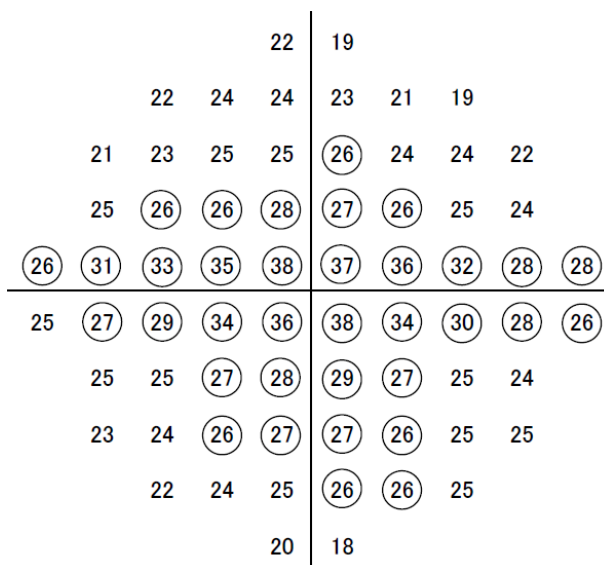
例：I/4のイソプタを赤色、I/2のイソプタを青色でなぞった上、それぞれの線をI/4、I/2と指し示す



※暗点がある場合は、差し引いた暗点の島を黒で囲み、視標サイズを明記してください。

【自動視野計による場合】

カウントした中心視野視認点（10-2 プログラムで感度が 26 dB 以上の測定点）を○で囲むこと。



お問い合わせ先：熊本市障がい者福祉相談所 電話 096-362-6500